

# ごかの お知らせ

(No.486)

## お知らせ

**確定申告は3月15日まで  
です**

(町民税務課)

平成27年中の所得における確定申告の期日は3月15日(火)までです。まだお済みでない方は、必ず期限内に申告をしてください。

### 所得税の申告が必要な方

- 平成27年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与を1か所から受け、各種所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方

○事業所得や不動産所得などがある方で、平成27年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

### 町民税の申告が必要な方

平成28年1月1日現在、当町に住民登録があり、次に該当する方です。

- 所得税の申告は不要とされるが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方
- 平成27年中の所得が無く、税法上において、どなたの扶養にもとられていない方(所得が無い旨の申告が必要です)
- 無申告による影響
- 後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかる場合があります。
- 前年所得を算定の基礎とする税(町民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

○所得証明書等の交付ができないため、様々な手続きに支障をきたします。

○所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。所得の申告は義務付けられています。不利益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へも及ぶ可能性があります。

### お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

## 土地・家屋価格等の縦覧

(町民税務課)

所有する土地や家屋の評価額を確認することができます。また、周辺の他の土地や家屋についても縦覧することができます。

### 縦覧期間

4月1日(金)～5月2日(月)

※土・日・祝日を除く

### 縦覧場所

町民税務課(④窓口)

### 縦覧できるもの

▼土地価格等縦覧帳簿

所在・価格・地目・地積

▼家屋価格等縦覧帳簿

所在・価格・家屋番号・種類・構造・床面積

### 縦覧できる方

▼土地の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の土地を所有されている方

▼家屋の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の家屋を所有されている方

※非課税及び免税点未満の方は、縦覧できません

### 手数料 無料

### 縦覧に必要なもの

▼納税義務者本人

納税通知書、課税明細書または運転免許証など本人が確認できるものをご持参ください。

▼納税義務者の代理人

納税者からの委任状と代理人

本人が確認できるものをご持参ください。

### お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

## 国民年金保険料の納め忘れにご注意ください

(町民税務課)

年金制度は、「年をとったとき」「病気やケガで障害の状態になったとき」「死亡したとき」などに、国が年金を支給し、本人または家族の生活を守るといふ社会保障です。みんながお互い協力して助け合い、将来を支え合う制度ですから、保険料納付は私たちの大切な義務です。納付は便利で納め忘れのない口座振替を利用するなど、納め忘れのないようにしましょう。

### お問い合わせ

下館年金事務所  
☎0296(25)0811

